指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
株式会社フジタ	東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-25-2	1-019796

- 注)建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可,「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。「5-」は県外建設コンサルタントの有資格 者番号を表す。
- 2. 指名停止措置期間 令和 5 年 5 月 15 日~令和 5 年 6 月 14 日 (1 ヶ月)
- 3. 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する工事
- 4. 事実概要

上記業者の従業員は、防衛省沖縄防衛局発注の「石垣島(3)宿舎新設建築工事(その1)」において、現場内の安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に負傷者を生じさせたことにより、労働安全衛生法違反の容疑で書類送検され、令和5年3月31日付けで石垣簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成29年要領第3号)別表第2第15号アに該当する。

〈指名停止等措置要領別表第2〉

措 置 要 件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に 関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事 の請負契約の相手方として不適当であると認めら	
れるとき。 ア 業務に関し、法令に違反したとき。	<u>当該認定をした日から</u> 1ヶ月以上 9ヶ月以内
イ、ウ(略)	

間い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (ダイヤルイン)